5　新会則の適用

本件ゴルフ場においては、更生計画認可決定日以降、預託金会員に対し、別表13「滋賀ゴルフ倶楽部　会則」記載の会則が適用される（ただし、現在の「滋賀ゴルフクラブ会則」における「正会員」は、別表13「滋賀ゴルフ倶楽部　会則」における「正会員」とし、現在の「滋賀ゴルフクラブ会則」における「平日会員」は、別表13「滋賀ゴルフ倶楽部　会則」における「平日会員」とする。）。

第５節　追加弁済

第１　追加弁済の実施

第１節から第４節及び第４章による弁済額合計が、次の弁済限度額を下回り剰余が生じた場合には、当該剰余金を弁済原資（ただし、更生会社は、当該剰余金のうち100万円未満の部分は弁済原資としないことができる。）として、追加弁済を行う。

（弁済限度額）

本件支援金及びクロージング日前日の営業終了時点の更生会社の保有する現預金から控除共益債権を控除した金額

第２　追加弁済の対象となる債権

追加弁済の対象となる債権は、更生債権のうち商取引等債権者が有する商取引等債権及び預託金会員が有する普通預託金債権とする。

第３　追加弁済の方法

追加弁済は、第１記載の弁済原資を、追加弁済対象債権である商取引等債権及び普通預託金債権の確定更生債権額で按分して弁済する。

追加弁済は、管財人又は更生会社が追加弁済の対象となる債権者に対して、追加弁済を実施する旨の連絡を発信した日の翌日から起算して１か月以内に一括弁済する方法で行う。

更生会社は、第１次弁済と同時に追加弁済を実施しうる場合には、事前の連絡を行うことなく、第１次弁済に係る弁済額と追加弁済に係る弁済額を合計した金額を弁済する方法で、これらの弁済を同時に行うことができる。

第４　免除の失効

追加弁済が実施された場合、第３節及び第４節の定めによる免除（第４章による免除を含む。）は、追加弁済額の範囲で遡及して効力を失う。

第６節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

更生計画の定めによる弁済は、全て更生会社の本店所在地（本店所在地が移転した場合には移転した本店所在地）で行う。

ただし、更生担保権者又は更生債権者が希望する場合には、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとし、この場合の振込費用は更生会社の負担とする。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法により、指定する場所にて行う。

弁済を受ける更生担保権又は更生債権の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別段の定めのない限り、元金、利息、損害金の順とし、また、別段の定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第２　弁済日が金融機関休業日の場合の取扱い

本章で金銭債務の弁済期日として定められた日が金融機関休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該金融機関休業日の翌営業日を以て弁済期日とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

本更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに、更生担保権又は更生債権の全部又は一部について、債権譲渡等を原因として債権者が変更された場合、権利の変更及び弁済方法の定めは、債権者名義変更前の債権金額を基準として適用する。なお、複数回に渡り債権者の変更がなされた場合においても、当初の債権額を基準とする。

第４　債権の放棄又は債権届出の取下げ等

本更生手続開始決定日から更生計画認可決定日までに、更生担保権又は更生債権の全部又は一部について、放棄又は届出の取下げがなされた場合、更生計画に定める権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の残債権額を基準として適用する。また、認可決定日後に商取引等債権及び普通預託金債権部分の全部又は一部の放棄又は届出の取下げがなされた場合の追加弁済の対象額は放棄又は取下後の残債権額とする。

第５　端数処理

本更生計画に基づく弁済額の１円未満の端数は、これを切り上げる。なお、特別預託金とそれ以外の債権については、各々弁済額を算出し、前記の端数処理を行うものとする。

第６　相殺

更生会社が更生計画の定めにより更生担保権又は更生債権の弁済を行う際に、更生会社が更生担保権者又は更生債権者に対して弁済期の到来した債権を有するときは、管財人及び更生会社は、当該債権を自働債権として、第３章及び第４章の定めによる権利変更後の債権に対して、対当額において相殺することができる。

第７　相続等の取扱い

更生担保権又は更生債権が相続等の包括承継により移転した場合、同債権を包括承継した包括承継人は、相続等の包括承継の事実を証明するに足りる証拠資料を管財人又は更生会社に提出しなければならず（ただし、預託金会員における会員権の名義書換手続が行われた場合には、この限りではない。）、かかる証拠資料が提出されるまでは、更生会社は、その弁済を留保することができる。

第８　複数債権を有する場合の取扱い

更生債権者が複数の更生債権を有する場合（会員権を複数口有する場合を含む。）は、各更生債権の合算額に対して本章の定めによる免除を受けるものとする。ただし、特別預託金については、特別預託金とのみ合算するものとし、他の債権との合算は行わない。

第４章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権（以下「未確定更生担保権」という。）は、会社更生法151条１項本文に規定する異議等のある更生担保権で、更生債権等査定申立期間が経過していないものである。

第２　未確定一般更生債権

別表９－２「未確定更生債権一覧表（商取引等債権者）」及び別表９－３「未確定更生債権一覧表（預託金会員）」記載の更生債権（以下「未確定一般更生債権」といい、未確定更生担保権と併せて「未確定更生債権等」という。）は、会社更生法151条１項本文に規定する異議等のある一般更生債権で、更生債権等査定申立期間が経過していないもの及び債権調査が終了していないものである。

第２節　未確定更生債権等の措置

第１　未確定更生担保権

１　確定前の取扱い

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生担保権を有する債権者が、他に未確定更生債権等を有する場合は、当該債権者が有する全ての未確定更生債権等が確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生担保権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権等のすべてが確定したとき）は、更生担保権として確定した額については、第３章第１節第１の２及び第２の２並びに第６節の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第３節第２及び第３、第５節並びに第６節の定めを、それぞれ適用する。